

浪江町告示第 33 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 19 条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）の変更の際し、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条及び第 6 条に規定する許可基準及び標準処理期間は次のとおりとする。

令和 7 年 3 月 19 日

浪江町長 吉田 栄光



1 許可基準

次のすべてに該当すること。

- (1) 地域計画に定める農用地の集積、集約化の方針に支障のないこと。
- (2) 農地中間管理機構の活用方針に支障のないこと。
- (3) 基盤整備事業への取組方針に支障のないこと。
- (4) 多様な経営体の確保、育成の取組方針に支障のないこと。
- (5) 農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針に支障のないこと。
- (6) 農地転用を伴う場合は、既に設定されている利用権が解約されていること、又は解約の見込みがあること。

2 標準処理期間

- (1) 町長は、変更申請を受けたときは、当該申請を受理した日の翌月 1 日から起算して 60 日以内に許可等の通知をするものとする。
- (2) 町長は、前項に定める期間内に許可の可否を決定できない特段の理由がある場合には、申請者に対し理由を付して通知しなければならない。